

# 藤ヶ丘文化村自治会規約 細則

(活動分担)

第1条 二役・各部の活動分担は次のとおりとする。

## 【二役】

1. 各種渉外
2. 諸団体負担金の支出事務
3. 各部活動の指導・援助

## 【総務部】

1. 集会所の運用管理及び諸設備・備品の維持管理と重要書類の保管
2. 会議（ブロック内会議を除く）の招集案内の作成・配布・議事録作成
3. 役員手当の支出業務
4. 総会開催に関わる業務の遂行（議案書・規約集の作成及び次年度役員・班長の選任依頼）
5. 自治会区分図の作成
6. ITツール活用に関する運営・管理

## 【広報部】

1. 年間行事の記録及び保存
2. 市役所その他の公共機関の広報誌等の回覧・配布（回覧物の回覧は緊急時をのぞき、原則月一回とする）
3. 市民参加推進課（広報誌等）と公民館（公民館だより等）へ配布戸数と配送先の通知
4. 掲示板の管理
5. コピー機器の点検（依頼と立会い）及びコピー用品の管理
6. 自治会の運営、活動に関する調査及びその他の広報活動

## 【会計部】

1. 本規約に定める収入・支出の執行及び帳票、証票の管理・保管
2. 決算書及び次年度予算の作成
3. 会費の徴収及び支出事務についての細則、帳票等の企画立案
4. 会員の入会及び退会に伴う会員戸数の把握、新入会員への配布物の管理
5. 自治会費台帳に基づいてブロック別、班別会員の同居人数の把握
6. 会員名簿の作成、管理・保管
7. 公共料金等の支出業務

## 【防災部】

1. 街路灯（防犯）の設備及び維持管理
2. 消火及び防災設備の維持管理
3. 自主防災組織図・自主防災マップの作成及び防災訓練計画の立案・実施
4. 集会所の消防設備点検立会い及び消防本部へ検査報告書の提出
5. 交通安全パトロール及び交通安全啓蒙活動
6. 地域防犯推進委員の名簿管理
7. その他防犯・防災に関する事項

## 【環境・福祉部】

1. 会員の慶事
2. 会員の福祉増進及び会員相互の融和
3. 環境美化活動（クリーンデー・側溝清掃・薬剤散布等）及び市役所、保健所等との連携・折衝
4. 集会所の年間掃除当番表の作成及び清掃備品の管理・補充
5. 本会地区内の公園遊具の点検
6. 地域交流のための文化活動
7. 公的機関より依頼を受けた物資の斡旋

(役員手当)

第2条 次の支給基準で役員手当を支給する。

役職	二役 理事	ブロック 長	班長	受付業務 責任者	香取神社 氏子総代	体育振興 委員
支給単価	¥10,000	¥4,000	¥2,000	¥4,000	¥4,000	¥2,000
年回数	2	2	2	1	1	1
支給総額	¥20,000	¥8,000	¥4,000	¥4,000	¥4,000	¥2,000

(慶事)

第3条 会員の慶事は、次のとおり定める。

出産・小学校入学について、一律3,000円相当の金品を呈する。

(会費)

第4条 会費の納入について、次のとおり定める。

- 1) 会費は、毎年4月から翌年3月までの1年分を納入するものとする。年度の途中に入会した場合は、翌月分より3月分までの会費を入会した翌月に納入するものとする。

- 2) 海外出張・転勤等により1カ月以上にわたり空き家とする場合は、その期間の会費を徴収しない。  
第三者に貸与した場合は、貸与を受けた者が会員となり会費を納入するものとする。

(派遣役員)

第5条 本会は派遣役員として香取神社氏子総代及び体育振興委員若干名と集会所受付業務責任者1名を委任する。委任は会長委嘱とする。

(ふんかむら応援隊)

第6条 本隊は自治会員の有志により編成され、文化村自治会の諸行事の開催を支援する。(二役直轄の組織)

(規約第5条の解釈)

第7条 規約第5条の解釈を下記とする。

十数世帯 : 10世帯以上とする。

自治会 : 理事会とする。

隣接する両班 : 班、ブロックを含む。

話し合い : 構成世帯と理事会での話し合いとする。

合意 : 関係する世帯、2/3以上の承認とする。

承認する : ブロック長会での承認とする。

(細則の改定)

第8条 本細則の改定は、ブロック長会の決議によるものとする。